

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

| 職 種 別 | 職 員 の 定 数 |
|---------------------|--|
| 施 設 長 | 1人。 |
| 児童指導員 保 育 士 | 通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。 |
| 介 助 員 | 1人。 |
| 職業指導員 | 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 |
| 栄 養 士 | 1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。 |
| 事 務 員 | 定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。 |
| 調 理 員 等 | 定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。 |
| 嘱 託 医 | 2人。 |
| 児童発達支 援管理責任 者 | 1人。 |

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

| 職 種 別 | 職 員 の 定 数 |
|----------------|--|
| 施 設 長 | 1人。 |
| 児童指導員 保 育 士 | 通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。 |
| 介 助 員 | 1人。 |

| | |
|-------------|--|
| 看護師 | 通じて定員20人につき1人。 |
| 職業指導員 | 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 |
| 栄養士 | 1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。 |
| 事務員 | 1人。 |
| 調理員等 | 定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。 |
| 医師 | 医師1人。嘱託医2人。 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1人。 |

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

| 職種別 | 職員の定数 |
|-------------|--|
| 施設長 | 1人。 |
| 児童指導員 | 通じて定員5人につき1人。 |
| 保育士 | ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。 |
| 介助員 | 1人。 |
| 職業指導員 | 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 |
| 栄養士 | 1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。 |
| 事務員 | 定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。 |
| 調理員等 | 定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。 |
| 嘱託医 | 2人。 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1人。 |

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

| 職 種 別 | 職 員 の 定 数 |
|---------------------|--|
| 施 設 長 | 1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。 |
| 児童指導員 保 育 士 | 通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。 |
| 介 助 員 | 1人。 |
| 職業指導員 | 職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 |
| 栄 養 士 | 1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。 |
| 事 務 員 | 定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。 |
| 調 理 員 等 | 定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。 |
| 嘱 託 医 | 1人。 |
| 児童発達支 援管理責任 者 | 1人。 |

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

| 職 種 別 | 職 員 の 定 数 |
|----------------|------------------------------------|
| 施 設 長 | 1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。 |
| 児童指導員 保 育 士 | 通じて定員3.5人につき1人。 |
| 介 助 員 | 1人。 |
| 看 護 師 | 定員50人につき3人。 |
| 栄 養 士 | 1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。 |
| 事 務 員 | 1人。 |

| | |
|-------------|-----|
| 調理員等 | 4人。 |
| 嘱託医 | 1人。 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1人。 |

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

| 職 種 別 | 職 員 の 定 数 | |
|-----------------------|--|---------|
| | 本 体 施 設 | 併 設 施 設 |
| | 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設 | 障害者支援施設 |
| 施 設 長 | 1人。 | _____ |
| 児 童 指 導 員 保 育 士 | 通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。 | _____ |
| 介 助 員 | 1人。 | _____ |
| 職 業 指 導 員 | 職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 | _____ |
| 栄 養 士 | 1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。 | _____ |
| 事 務 員 | 定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。 | _____ |
| 調 理 員 等 | 定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。 | _____ |
| 嘱 託 医 | 2人。 | _____ |
| 児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 | 1人。 | _____ |

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

| 職 種 別 | 職 員 の 定 数 | | |
|--------------------|--|----------------------------------|---------|
| | 本 体 施 設 | 併 設 施 設 | |
| | 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 | 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 | 障害者支援施設 |
| 施 設 長 | 1人。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 児 童 指 導 員 保 育 士 | 通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。 | 通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。 | _____ |
| 介 助 員 | 1人。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 職 業 指 導 員 | 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 栄 養 士 | 1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 事 務 員 | 定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 調 理 員 等 | 定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごと | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |

| | | | |
|-------------|-----------|------------------------------------|-------|
| | に1人を加算する。 | | |
| 嘱託医 | 2人。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 児童発達支援管理責任者 | 1人。 | 業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。 | _____ |

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

| 職種別 | 職員の定数 | | |
|--------------|--|----------------------------------|---------|
| | 本体施設 | 併設施設 | |
| | 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 | 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 | 障害者支援施設 |
| 施設長 | 1人。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 児童指導員 保育士 | 通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。 | 通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。 | _____ |
| 介助員 | 1人。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 職業指導員 | 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |

| | | | |
|-----------------------|---------------------------------------|------------------------------------|-------|
| 栄 養 士 | 1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 事 務 員 | 定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 調 理 員 等 | 定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 嘱 託 医 | 2人。 | 本体施設の職員と兼務とする。 | _____ |
| 児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 | 1人。 | 業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。 | _____ |

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

| 職 種 別 | 職 員 の 定 数 | |
|--------------------|-----------|--|
| | 本 体 施 設 | 併 設 施 設 |
| | 障害者支援施設 | 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設 |
| 施 設 長 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 医 師 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 児 童 指 導 員 保 育 士 | _____ | 通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。 |
| 職 業 指 導 員 | _____ | 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 |

| | | |
|-----------------------------|-------|----------------------------------|
| 栄 養 士 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 事 務 員 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 調 理 員 等 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 | _____ | 業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。 |

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

| 職 種 別 | 職 員 の 定 数 | | |
|--------------------|-----------|--|--|
| | 本 体 施 設 | 併 設 施 設 | |
| | 障害者支援施設 | 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 | 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 |
| 施 設 長 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 児 童 指 導 員 保 育 士 | _____ | 通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。 | 通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。 |
| 職 業 指 導 員 | _____ | 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 | 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。 |
| 栄 養 士 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 事 務 員 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 調 理 員 等 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 | 本体施設の職員と兼務とする。 |

| | | | |
|-------------|-------|----------------------------------|----------------------------------|
| 医 師 | _____ | 本体施設の職員と兼務とする。 | 本体施設の職員と兼務とする。 |
| 児童発達支援管理責任者 | _____ | 業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。 | 業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。 |